

京都市契約事務規則第28条の11の規定に基づき、特定調達契約の相手方等を次のとおり公告します。

令和元年5月28日

京都市長 門川 大作

【掲載順序】

- 1 特定役務の名称
 - 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 3 契約の相手方を決定した日
 - 4 契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
 - 5 契約金額
 - 6 契約の相手方を決定した手続
 - 7 随意契約によることとした理由
-
- 1 会計年度任用職員制度施行に伴う教職員人給庶務事務システムの改修業務
 - 2 京都市教育員会事務局総務部学校事務支援室
京都市中京区西ノ京東中合町1番地
 - 3 平成31年3月8日
 - 4 日本電気株式会社
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
 - 5 219,000,000円
 - 6 随意契約
 - 7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当
-
- 1 平成31年度 教職員人給庶務事務システム保守・運用支援業務
 - 2 京都市教育員会事務局総務部学校事務支援室
京都市中京区西ノ京東中合町1番地
 - 3 平成31年4月1日
 - 4 日本電気株式会社

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

5 77,060,689円

6 随意契約

7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)